

まるい通信

第35号 平成24年7月

町政報告

町議会議員 高阪康彦

☆**ご挨拶** 降る雨に紫陽花の花が美しく咲き、梅雨の晴れ間に夏を感じる、そんな今日この頃でございます。お元気ででしょうか。

さて、私は5月臨時議会で、町財政の監査役(議会代表)を拝命致しました。町税の歳入、歳出をしっかりと監査したいと思っております。又、町議会は、議会基本条例の制定に着手を致しました。この条例は分権改革により、地方自治体の権限が大きくなり議会の役割も大きくなったことに伴い、議会改革を積極的に進める為に制定するものです。具体的には、

▽議員の役割に則した活動
原則の規定
▽議会の情報公開
・住民の参加
▽議会と執行機関の関係
▽議会の組織
・権限
▽議員の政治倫理・報酬・研修などを条例化し、最高規範とするものです。



後援会のホームページ <http://www.e-marui.com/>

- ◇3月定例議会は、平成24年度の予算が上程され、町長の施政方針が示されました。私は清新クラブを代表して質問を致しました。主な議案は①本年7月から中学生の通院も支給対象となりました。
- ②介護保険1号保険者の保険料が基準月額4千7百50円(第6段階)となり、10段階になりました。
- ◇4月臨時議会は ①税条例の一部改正 ②24年度一般会計補正予算を承認。又、会派清新クラブと政新会が解散をし、新会派清新が設立され、認められました。
- ◇5月臨時議会は、議会役職人事。蟹江町体育館の改修工事が認められました。工事額1億1千970万円
- ◇6月定例議会は、①外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える関係法律の改正がされました
- ☆詳しくは後援会のホームページの議会報告に掲載しています。